

契約者：退職者本人および配偶者個人

# A 友の会ライフ保険(一時払型)

(天災補償特約付普通傷害保険【損害保険】+一時払退職後終身保険【生命保険】)

## 意向確認【ご加入前のご確認】

友の会ライフ保険(一時払型)は、以下の保障(補償)の確保を主な目的とする生命保険・損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容が、ご確認のうえお申込みください。

## 主な保障内容・保険料等

- 急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します。
- 死亡・高度障害**のとき、死亡・高度障害保険金をお支払いします。

友の会ライフ保険(一時払型)とは「普通傷害保険」と「一時払退職後終身保険」をセットしたものです。

友の会ライフ保険(一時払型)は、身近な「ケガ保障」と一生涯の「保障」で、退職後の安心をお届けします。

退職後(平成29年11月1日～) 保険料支払方法

## 友の会ライフ保険(一時払型)

**加入例** 【設定プランBの場合】61歳男性、一時払保険料200万円  
(普通傷害保険：20万円+一時払退職後終身保険：180万円)



一時払での振込み  
平成29年10月頃  
払込案内送付

※平成29年10月末日現在、ファミリー年金(新基本プラン・基本加入・2倍プラン・3倍プラン・死亡給付金(3万円)または配偶者コース)に継続して2年以上加入している方が加入できます。加入保険金額により、健康告知が必要になる場合があります。※死亡・高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、ご契約は消滅します。

傷害				終身
死亡・後遺障害保険金	入院保険金日額	通院保険金日額	手術保険金(状況により)	死亡・高度障害保険金
924.8万円	6,000円	2,000円	3.0万円・6.0万円	約180.92万円

※「傷害」=普通傷害保険、「終身」=一時払退職後終身保険  
※一時払退職後終身保険の死亡・高度障害保険金額は年齢・性別により異なります。

※記載の保険金額等は、平成29年1月2日時点の基礎率により計算されています。実際の保険金額等はご加入時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険金額等も改定されることがあります。※友の会ライフ保険(一時払型)とは「普通傷害保険」と「一時払退職後終身保険」をセットしたものです。※「普通傷害保険」と「一時払退職後終身保険」ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。※普通傷害保険の補償内容はA級職種(無職・事務・営業等)の場合です。B級の職種(農業・自動車運転手等)に従事されている場合、補償額は記載のものとは異なります。詳しくは7ページをご確認ください。※それぞれの保障内容、保険料等の詳細は「普通傷害保険のお取扱いについて」、「一時払退職後終身保険のお取扱いについて」をご確認ください。



## Point1 災害への「備え」+一生涯の「保障」

- ・10年間の様々な災害による日常生活リスク(死亡・入院・通院等)に24時間補償が準備できます。
- ・一生涯続く死亡・高度障害補償準備できます。

**ご注意** ご加入は保険年齢75歳までの方に限ります。

## Point2 普通傷害保険部分

健康・介護・医療に関する相談サービスが追加され、さらに安心いただける内容になりました。

	24時間健康・医療相談サービス	24時間介護相談サービス
サービス内容	幅広い分野のご相談について、専用電話番号(フリーダイヤル)でご利用いただけます。	身近な介護のご相談について、専用電話番号(フリーダイヤル)でご利用いただけます。
①相談受付日時	24時間365日	24時間365日 ※介護サービス事業者のお取次ぎ・ご紹介は、月～金曜日 午前10時～午後4時(祝日・年末年始は除きます。)となります。
②利用対象者	本人とご家族(被扶養者)	
③相談回数	利用回数に制限はありません。年間を通じ何回でもご利用いただけます。	
④相談にあたって	本人・家族の別、性別をお聞きします。(お名前、証券番号等をお聞きすることがあります。) ※所属団体名をお聞きすることがあります。ご退職された団体名ではなく、「メイジヤスタソンボ加入者」とお答えください。	
⑤その他	お電話での相談となります。	
健康づくり ◆栄養・食事と健康 ◆運動	医師にかかる前に ◆疾病予防に関する一般常識 ◆医療機関・福祉施設の情報	◆介護や介護予防に関するご相談 ◆要介護認定申請に関するご相談 ◆その他介護に関する一切のご相談
健康管理 ◆予防接種、抗体検査 ◆健診内容と結果の評価	家庭内介護 ◆薬 ◆民間療法 ◆家庭看護、老人介護 ◆家庭内の事故と手当	◆公的介護保険に関する情報提供 ◆介護サービス事業者のお取次ぎ・ご紹介
妊娠・出産・育児 ◆家族計画、遺伝子相談 ◆妊娠と出産 ◆育児	小児救急相談 ◆24時間小児科医相談	
休日・夜間・救急医療機関案内	専門医相談(予約制) ◆専門医:内科・外科・小児科医などへの相談	

●本サービスは保険期間中、明治安田損害保険(株)の委託先である明治安田ライフプランセンター(株)がご提供します。●本サービスは、保険証券記載の保険期間中にご利用いただけます。なお、サービスは予告なしに変更または中止することがあります。この場合、改定内容および改定日をご契約者さままで通知もしくは公表します。●本サービスは、明治安田損害保険(株)が提供する保険商品(普通傷害保険)の一部を構成するものではありません。

## Point3 普通傷害保険部分

日常生活のさまざまなケガに備えることができます。

### 制度の特長

急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します。

- 1 通院保険金日額3,000円(X40型の場合)、入院しなくても**通院だけでも給付されます。**傷害による入院だけでなく通院まで補償いたします。
- 2 入院も通院も**1日目から給付されます。**傷害による入院だけでなく通院も1日目から給付されます。
- 3 保険金のご請求の際、**面倒な診断書はいただきません。**保険金のご請求金額が10万円以下の場合、原則として請求書と領収書(レシート)だけで簡単に保険金請求ができます。

### お支払い例 X40型(一時払保険料40万円A級職種の場合)に加入された場合

食事中に魚の小骨が喉に刺さり、内視鏡により骨を抜いて、3日通院した場合

通院保険金・・・日額3,000円×3日=9,000円

9,000円をお支払いいたします。

荷物を運んだ際に腰を傷め、10日間入院して、その後20日通院した場合

入院保険金・・・日額10,000円×10日=10万円  
通院保険金・・・日額3,000円×20日=6万円

合計16万円をお支払いいたします。

階段を踏み外し、骨折し20日間入院して、手術をし、その後30日ギブスを装着(※)した場合

(※)固定具について ①医師の常時装着指示とは、傷害部位を固定し安定させるために、(入浴時や就寝時を除き)いつも装着するよう医師から受けた指示のことです。②固定範囲が手(足)指の周辺だけで手(足)首に及ばない固定具や、接骨院・整骨院で固定された固定具は対象となりません。③医師による治療が終了後の固定具については、対象となりません。

入院保険金・・・日額10,000円×20日=20万円  
手術保険金・・・10万円  
通院保険金・・・日額3,000円×30日=9万円

合計39万円をお支払いいたします。

わき見運転をしていた車にはねられ、後遺障害状態となった場合

後遺障害保険金(※)として2,193.6万円をお支払いいたします。

(※)障害の程度により異なります。